

新しい税制の行方

(平成23年度税制改正大綱 主要関連部分)

**NAKAJIMA
CERTIFIED
TAX ACCOUNTANT
OFFICE**

株式会社 A M T A

中島税理士事務所

〒540 0032 大阪市中央区天満橋京町2番13号 ワキタ天満橋ビル5F

TEL 06-6941-6782 FAX06-6941-6783

NAKAJIMA CERTIFIED TAX ACCOUNTANT OFFICE

URL : <http://www.nkj-zei.com>

目次

| | |
|-------------------|---------|
| 1. 法人税制 | 2 ~ 6 |
| 2. 資産税制 (相続・贈与) | 7 ~ 12 |
| 3. 所得税制 | 13 ~ 16 |
| 4. 金融証券税制 | 17 |
| 5. 消費税制 | 18 ~ 19 |
| 6. 税務手続 | 20 ~ 22 |

当資料は、平成22年12月16日民主党発令の平成23年度税制改正大綱に基づき作成しております。法案可決時点(平成23年3月予定)で変更が生じる可能性があります。

1. 法人税制

(1) 法人税率の引き下げ(平成23年4月1日以後に開始する事業年度より適用)

・法人実効税率の引き下げ(40.69% 35.64% へ)

国際競争力の向上等のため、法人実効税率を5%引き下げへ

そのため、法人税率を30%から25.5%へ4.5%の引き下げへ

中小法人の軽減税率も併せて引き下げ

【法人税率表】

| | 現行 | | 改正案 | |
|------|-----|----------------|-------|----------------|
| | | 年800万円以下 | | 年800万円以下 |
| 普通法人 | 30% | - | 25.5% | - |
| 中小法人 | 30% | 22% (18%) 1 | 25.5% | 19% (15%) 2 |

1 平成21年4月1日から平成23年3月31日までの間に終了する事業年度に適用

2 平成23年4月1日から平成26年3月31日までの間に開始する事業年度に適用

各々の適用事業年度には注意が必要!!

当資料は、平成22年12月16日民主党発令の平成23年度税制改正大綱に基づき作成しております。法案可決時点(平成23年3月予定)で変更が生じる可能性があります。

1. 法人税制

【設例】 所得金額 1億円の場合の法人税額

(単位: 千円)

中小法人の場合

| | 現行 | 改正案 | 差額 |
|----------|--------|--------|-------|
| 年800万円以下 | 1,440 | 1,200 | 240 |
| 年800万円超 | 27,600 | 23,460 | 4,140 |
| 合計 | 29,040 | 24,660 | 4,380 |

現行18%、改正案15%にて計算

以外の普通法人の場合

| | 現行 | 改正案 | 差額 |
|------|--------|--------|-------|
| 法人税額 | 30,000 | 25,500 | 4,500 |

(2) 減価償却制度 (定率法償却率の縮小)

・定率法償却率の見直し(平成23年4月1日以後取得分より)

定率法の償却率を、**定額法の償却率を2.0倍にした率へ縮小**

(現状は、平成19年度改正により定額法償却率を2.5倍した率:250%定率法)

平成23年4月1日前に開始し、かつ、同日以後に終了する事業年度中に取得した資産については
現行の償却率による定率法により償却可能とする経過措置を講じる予定。

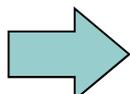
当資料は、平成22年12月16日民主党発令の平成23年度税制改正大綱に基づき作成しております。法案可決時点(平成23年3月予定)で変更が生じる可能性があります。

1. 法人税制

(3) 欠損金の繰越控除制度

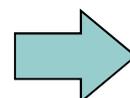
繰越期間の延長

欠損金の繰越期間を、7年から**9年に延長**
(欠損金が生じた事業年度の**帳簿書類の保存を適用要件**)

 **平成20年4月1日以後に終了した事業年度において生じた欠損金額について適用**

控除限度額の制限

繰越控除をする事業年度の**繰越控除前所得の80%相当額を限度**
大法人のみ制限有り。中小法人等は現行の控除限度額を存置(制限なし)。

 **平成23年4月1日以後に開始する事業年度について適用**

1. 法人税制

(4) 雇用促進税制の創設

・税額控除制度の創設(平成23年4月1日から平成26年3月31日までの間に開始する事業年度について適用)

下記の要件を満たす法人について、「増加した雇用保険一般被保険者数 × 20万円」を控除することができる措置を創設。

【制度概要】

| | 措置内容 |
|-------|---|
| 対象者 | 公共職業安定所の長に雇用促進計画の届出を行った法人 |
| 要件 | 当該事業年度末の従業員のうち、雇用保険の一般被保険者の数が、前事業年度末に比して10%以上、かつ、5人以上増加したこと等の公共職業安定所の長の確認を受けた場合 ただし、中小企業者等については、2人以上増加した場合 |
| 控除額 | 増加した雇用保険一般被保険者の数 × 20万円の税額控除 |
| 控除限度額 | 当期の法人税額の10%を限度 ただし、中小企業者等については、20%を限度 |
| 適用期間 | 平成23年4月1日～平成26年3月31日までの間に開始する事業年度 |

上記のほか、事業主都合による離職者がいないこと等が要件。

【平成23年度税制改正について(参考資料)】(平成22年12月 経済産業省より)

当資料は、平成22年12月16日民主党発令の平成23年度税制改正大綱に基づき作成しております。法案可決時点(平成23年3月予定)で変更が生じる可能性があります。

1. 法人税制

(5) 貸倒引当金制度

・適用範囲の限定

適用法人を**中小法人等**、銀行及び保険会社その他これらに類する法人に限定。

適用法人以外の法人については、現行法による損金算入限度額に対して、一定の引当てを認める等の経過措置を講じる予定。

(6) 一般の寄附金の損金算入限度額の引き下げ

・損金算入限度額の引き下げ

現行の損金算入限度額の2分の1へ引き下げ。

損金算入限度額: (資本金等の額 $\times 2.5/1,000$ + 所得金額 $\times 2.5/100$) **$\times 1/4$** (現行は $\times 1/2$)

(7) 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の特例の廃止

・控除限度額: 法人税額 **$\times 20\%$** へ

控除限度額: 法人税額 **$\times 30\%$** の特例は適用期限 (平成23年3月31日までの間に開始する事業年度) の到来をもって廃止

(8) 中小企業等基盤強化税制 (教育訓練費の税額控除等) の廃止

・適用期限 (平成23年3月31日までの間に開始する事業年度) の到来をもって廃止

当資料は、平成22年12月16日民主党発令の平成23年度税制改正大綱に基づき作成しております。法案可決時点 (平成23年3月予定) で変更が生じる可能性があります。

2. 資産税制（相続・贈与）

(1) 相続税の課税ベース・税率構造の見直し（平成23年4月1日以後の相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用）

相続税の基礎控除

| | 現行 | 改正案 |
|-----------|------------------|-----------------------|
| 定額控除 | 5,000万円 | 3,000万円 |
| 法定相続人比例控除 | 1,000万円 × 法定相続人数 | 600万円 × 法定相続人数 |

死亡保険金に係る非課税限度

| 現行 | 改正案 |
|-----------------|--|
| 500万円 × 法定相続人の数 | 500万円 × 法定相続人 (未成年者、障害者又は相続開始直前に被相続人と生計を一にしていた者に限る。) の数 |

相続税の税率

| 現行 | | | 改正案 | | |
|-----------|-----|---------|--------------|------------|----------------|
| 課税標準 | 税率 | 控除額 | 課税標準 | 税率 | 控除額 |
| 1,000万円以下 | 10% | - | 1,000万円以下 | 10% | - |
| 3,000万円以下 | 15% | 50万円 | 3,000万円以下 | 15% | 50万円 |
| 5,000万円以下 | 20% | 200万円 | 5,000万円以下 | 20% | 200万円 |
| 1億円以下 | 30% | 700万円 | 1億円以下 | 30% | 700万円 |
| 3億円以下 | 40% | 1,700万円 | 2億円以下 | 40% | 1,700万円 |
| - | - | - | 3億円以下 | 45% | 2,700万円 |
| 3億円超 | 50% | 4,700万円 | 6億円以下 | 50% | 4,200万円 |
| - | - | - | 6億円超 | 55% | 7,200万円 |

当資料は、平成22年12月16日民主党発令の平成23年度税制改正大綱に基づき作成しております。法案可決時点（平成23年3月予定）で変更が生じる可能性があります。

2. 資産税制（相続・贈与）

【設例】

（単位：千円）

法定相続人

| | 備考 |
|-----|-----------------------|
| 配偶者 | 同一生計 |
| 長男 | 別生計 (未成年者・障害者に非該当) |
| 長女 | |

相続財産

| | 金額 |
|-----|---------|
| 現預金 | 300,000 |
| 保険金 | 50,000 |
| 合計 | 350,000 |

相続税の総額

| | 現行 | 改正案 | 差額 |
|-----------|---------|---------|--------|
| 現預金 | 300,000 | 300,000 | |
| 保険金 | 50,000 | 50,000 | |
| 保険金の非課税金額 | 15,000 | 5,000 | 10,000 |
| 課税価格 | 335,000 | 345,000 | 10,000 |
| 基礎控除額 | 80,000 | 48,000 | 32,000 |
| 課税遺産総額 | 255,000 | 297,000 | 42,000 |
| 相続税の総額 | 58,250 | 72,950 | 14,700 |

当資料は、平成22年12月16日民主党発令の平成23年度税制改正大綱に基づき作成しております。法案可決時点(平成23年3月予定)で変更が生じる可能性があります。

2. 資産税制（相続・贈与）

(2) 未成年者控除及び障害者控除の引き上げ（平成23年4月1日以後の相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用）

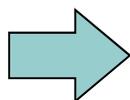
未成年者控除

| 現行 | 改正案 |
|-------------------|---------------------------|
| 6万円 × 20歳になるまでの年数 | 10万円 × 20歳になるまでの年数 |

障害者控除

| 現行 | 改正案 |
|-------------------------|---------------------------------|
| 6万円(12万円) × 85歳になるまでの年数 | 10万円(20万円) × 85歳になるまでの年数 |

()書きは特別障害者の場合の金額



物価動向及び今般の相続税の基礎控除等の見直しを踏まえて、**控除額を引き上げ**

当資料は、平成22年12月16日民主党発令の平成23年度税制改正大綱に基づき作成しております。法案可決時点(平成23年3月予定)で変更が生じる可能性があります。

2. 資産税制（相続・贈与）

(3) 贈与税（暦年課税）の税率構造の見直し（平成23年1月1日以後の贈与により取得する財産に係る贈与税について適用）

20歳以上の者が直系尊属から贈与を受けた財産に係る贈与税の税率

| 現行 | | | 改正案 | | |
|-----------|-----|-------|-----------|-----|-------|
| 課税価格 | 税率 | 控除額 | 課税価格 | 税率 | 控除額 |
| 200万円以下 | 10% | - | 200万円以下 | 10% | - |
| 300万円以下 | 15% | 10万円 | 400万円以下 | 15% | 10万円 |
| 400万円以下 | 20% | 25万円 | 600万円以下 | 20% | 30万円 |
| 600万円以下 | 30% | 65万円 | 1,000万円以下 | 30% | 90万円 |
| 1,000万円以下 | 40% | 125万円 | 1,500万円以下 | 40% | 190万円 |
| - | - | - | 3,000万円以下 | 45% | 265万円 |
| 1,000万円超 | 50% | 225万円 | 4,500万円以下 | 50% | 415万円 |
| - | - | - | 4,500万円超 | 55% | 640万円 |

以外の贈与税の税率

| 現行 | | | 改正案 | | |
|-----------|-----|-------|-----------|-----|-------|
| 課税価格 | 税率 | 控除額 | 課税価格 | 税率 | 控除額 |
| 200万円以下 | 10% | - | 200万円以下 | 10% | - |
| 300万円以下 | 15% | 10万円 | 300万円以下 | 15% | 10万円 |
| 400万円以下 | 20% | 25万円 | 400万円以下 | 20% | 25万円 |
| 600万円以下 | 30% | 65万円 | 600万円以下 | 30% | 65万円 |
| 1,000万円以下 | 40% | 125万円 | 1,000万円以下 | 40% | 125万円 |
| - | - | - | 1,500万円以下 | 45% | 175万円 |
| 1,000万円超 | 50% | 225万円 | 3,000万円以下 | 50% | 250万円 |
| - | - | - | 3,000万円超 | 55% | 400万円 |

当資料は、平成22年12月16日民主党発令の平成23年度税制改正大綱に基づき作成しております。法案可決時点（平成23年3月予定）で変更が生じる可能性があります。

2. 資産税制 (相続・贈与)

【贈与税額試算】

(単位:円)

| 贈与額 | 現行 | 改正案 | |
|------------|------------|------------|------------|
| | | 直系尊属・20歳以上 | 一般(左記以外) |
| 5,000,000 | 530,000 | 485,000 | 530,000 |
| 10,000,000 | 2,310,000 | 1,770,000 | 2,310,000 |
| 15,000,000 | 4,700,000 | 3,660,000 | 4,505,000 |
| 30,000,000 | 12,200,000 | 10,355,000 | 11,950,000 |
| 45,000,000 | 19,700,000 | 17,800,000 | 20,145,000 |
| 50,000,000 | 22,200,000 | 20,495,000 | 22,895,000 |

当資料は、平成22年12月16日民主党発令の平成23年度税制改正大綱に基づき作成しております。法案可決時点(平成23年3月予定)で変更が生じる可能性があります。

2. 資産税制（相続・贈与）

(4) 相続時精算課税制度の適用要件の見直し（平成23年1月1日以後の贈与により取得する財産に係る贈与税について適用）

・適用要件

| | 現行 | 改正案 |
|---------------|--|-------------------|
| 受贈者 (範囲) | 推定相続人(贈与者の直系卑属である者のうち、その年1月1日において20歳以上であるものに限る。) | 20歳以上の孫を追加 |
| 贈与者 (年齢要件) | 65歳以上の者 | 60歳以上に引き下げ |

子や孫などが受贈者となる場合の贈与税の税率構造の緩和((3)参照)、相続時精算課税制度の対象範囲の拡大(上記参照)を行い、**高年齢者の保有資産の若年世代への早期移転**を促し、**消費拡大や経済活性化を図ることを目的**としている。

3. 所得税制

(1) 給与所得控除額の見直し(平成24年分以後の所得税、平成25年分以後の住民税より適用)

| 対象者 | 給与収入 | 現行 | 改正案 |
|--------|-------------------|-------------------------|---|
| 全て | 1,500万円超 | 245万円 + 1,500万円超部分 × 5% | 245万円 |
| 役員等() | 2,000万円超2,500万円以下 | 270 ~ 295万円 | 245 ~ 185万円 (2,000万円超部分を245万円から 12%カット) |
| 役員等() | 2,500万円超3,500万円以下 | 295 ~ 345万円 | 185万円 |
| 役員等() | 3,500万円超4,000万円以下 | 345万円 ~ 370万円 | 185 ~ 125万円 (3,500万円超部分を185万円から 12%カット) |
| 役員等() | 4,000万円超 | 370万円 + 4,000万円超部分 × 5% | 125万円 |

役員等の範囲

- ・法人税法第2条第15号に規定する役員(取締役・執行役・会計参与・監査役・理事・監事・同族役員規定親族等)
- ・国会議員及び地方議会議員
- ・国家公務員、地方公務員(但し、役職者等のうち一定の者に限る)

当資料は、平成22年12月16日民主党発令の平成23年度税制改正大綱に基づき作成しております。法案可決時点(平成23年3月予定)で変更が生じる可能性があります。

3. 所得税制

【設例】各給与収入に伴う所得税額の増税推移一覧

(単位: 円)

・給与2,000万円

| | 現行 | 改正案 | 差額 |
|---------|------------|------------|---------|
| 給与収入 | 20,000,000 | 20,000,000 | 0 |
| 給与所得控除額 | -2,700,000 | -2,450,000 | 250,000 |
| 給与所得 | 17,300,000 | 17,550,000 | 250,000 |
| 社会保険料控除 | -1,409,520 | -1,409,520 | 0 |
| 基礎控除 | -380,000 | -380,000 | 0 |
| 所得控除 | -1,789,520 | -1,789,520 | 0 |
| 課税所得金額 | 15,510,000 | 15,760,000 | 250,000 |
| 所得税額 | 3,582,300 | 3,664,800 | 82,500 |

・給与3,000万円

| | 現行 | 改正案 | 差額 |
|---------|------------|------------|-----------|
| 給与収入 | 30,000,000 | 30,000,000 | 0 |
| 給与所得控除額 | -3,200,000 | -1,850,000 | 1,350,000 |
| 給与所得 | 26,800,000 | 28,150,000 | 1,350,000 |
| 社会保険料控除 | -1,409,520 | -1,409,520 | 0 |
| 基礎控除 | -380,000 | -380,000 | 0 |
| 所得控除 | -1,789,520 | -1,789,520 | 0 |
| 課税所得金額 | 25,010,000 | 26,360,000 | 1,350,000 |
| 所得税額 | 7,208,000 | 7,748,000 | 540,000 |

・給与2,500万円

| | 現行 | 改正案 | 差額 |
|---------|------------|------------|-----------|
| 給与収入 | 25,000,000 | 25,000,000 | 0 |
| 給与所得控除額 | -2,950,000 | -1,850,000 | 1,100,000 |
| 給与所得 | 22,050,000 | 23,150,000 | 1,100,000 |
| 社会保険料控除 | -1,409,520 | -1,409,520 | 0 |
| 基礎控除 | -380,000 | -380,000 | 0 |
| 所得控除 | -1,789,520 | -1,789,520 | 0 |
| 課税所得金額 | 20,260,000 | 21,360,000 | 1,100,000 |
| 所得税額 | 5,308,000 | 5,748,000 | 440,000 |

・給与4,000万円

| | 現行 | 改正案 | 差額 |
|---------|------------|------------|-----------|
| 給与収入 | 40,000,000 | 40,000,000 | 0 |
| 給与所得控除額 | -3,700,000 | -1,250,000 | 2,450,000 |
| 給与所得 | 36,300,000 | 38,750,000 | 2,450,000 |
| 社会保険料控除 | -1,409,520 | -1,409,520 | 0 |
| 基礎控除 | -380,000 | -380,000 | 0 |
| 所得控除 | -1,789,520 | -1,789,520 | 0 |
| 課税所得金額 | 34,510,000 | 36,960,000 | 2,450,000 |
| 所得税額 | 11,008,000 | 11,988,000 | 980,000 |

差額イメージを目的に作成している為、社会保険料控除及び基礎控除以外の各種控除については、考慮外

当資料は、平成22年12月16日民主党発令の平成23年度税制改正大綱に基づき作成しております。法案可決時点(平成23年3月予定)で変更が生じる可能性があります。

3. 所得税制

(2)退職所得課税(平成24年分以後の所得税、平成24年1月1日以後支払分の住民税より適用)

(退職金の税計算構造の仕組み)

所得税 = [(退職金収入 - 退職所得控除額) × ^{改正1} 1 / 2] × 所得税累進税

住民税 = [(退職金収入 - 退職所得控除額) × 1 / 2] × 10% × ^{改正2} 90%

(退職所得控除額)

勤続年数20年以下・・・40万円 × 年数

勤続年数20年超 ……800万円+70万円 × (年数 - 20年)

改正1 …… 1/2部分を廃止【但し、勤続年数5年以下の役員等(範囲13ページ参照)に限る】

改正2 …… 10%減の特例を廃止

3. 所得税制

(3) 成年扶養控除の対象の見直し(平成24年分以後の所得税より適用)

成年扶養控除の対象を下記の成年扶養親族(扶養親族のうち、23歳以上70歳未満の者)に限定

特定成年扶養親族 1

以外の成年扶養親族(合計所得金額が400万円以下 2の居住者の成年扶養親族に限る)

1 成年扶養親族のうち、次の者をいう。

- (イ) 65歳以上70歳未満の者
- (ロ) 障害者など心身の障害等の事情を抱える一定の者
- (ハ) 勤労学生控除の対象となる学校等の学生、生徒等

2 400万円超の場合にも一定の負担調整を設ける予定。

(4) 特定支出控除の見直し(平成24年分以後の所得税、平成25年分以後の住民税より適用)

範囲の拡大(追加)

- (イ) 職務の遂行に直接必要な弁護士等の資格取得費
- (ロ) 勤務必要費(図書費・衣服費・交際費等) **65万円を限度**

適用判定・計算方法の見直し

| | 判定 | 計算方法 |
|---------------|---------------------|-----------------|
| 給与収入1,500万円以下 | 特定支出 > 給与所得控除 × 1/2 | 給与所得控除 + 左記の超過額 |
| 給与収入1,500万円超 | 特定支出 > 125万円 | |

当資料は、平成22年12月16日民主党発令の平成23年度税制改正大綱に基づき作成しております。法案可決時点(平成23年3月予定)で変更が生じる可能性があります。

4. 金融・証券税制

(1) 少額の上場株式等投資の為の非課税措置(日本版ISA) について

施行日を2年延長し、平成26年1月1日から適用

金融所得課税の一本化の取組みの中で、投資の流れを促進するため、少額の上場株式等投資の為の非課税措置(非課税口座の創設:**取得対価の額年間合計100万円を限度**)

(2) 上場株式等の配当所得と譲渡所得等に対する軽減税率

上場株式等の配当所得と譲渡所得:**原則 20% → 10% (所得税7%、住民税3%)**

軽減税率の適用期間 平成25年12月31日まで2年間延長

(参考) 上場株式等の配当所得と譲渡所得の損益通算

平成20年度税制改正で措置された通り、**平成21年から導入**

《損益通算のイメージ図》

配当との損益通算については、平成21年より

| | | 譲渡所得 | | 配当所得 | |
|------|--------|-------|--------|-------|--------|
| | | 上場株式等 | 非上場株式等 | 上場株式等 | 非上場株式等 |
| 譲渡所得 | 上場株式等 | | | | × |
| | 非上場株式等 | | | × | × |
| 配当所得 | 上場株式等 | | × | | × |
| | 非上場株式等 | × | × | × | |

当資料は、平成22年12月16日民主党発令の平成23年度税制改正大綱に基づき作成しております。法案可決時点(平成23年3月予定)で変更が生じる可能性があります。

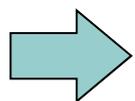
5. 消費税制

(1) 免税事業者の要件の見直し（その年又はその事業年度が平成24年10月1日以後に開始するものについて適用）

現行制度における免税事業者（基準期間における課税売上高1,000万円以下）のうち、下記課税売上高が1,000万円を超える事業者については、**事業者免税点制度を適用しない。**

| | |
|-------|---|
| 個人事業者 | その年の前年1月1日から6月30日までの間の課税売上高 |
| 法人 | その事業年度の前事業年度（7月以下のものを除く）開始の日から6月間の課税売上高 |

前事業年度が7月以下の法人については、別途規定あり。



課税売上高が1,000万円超となることが、期中に明らかとなった場合には、翌期より課税事業者に該当。**(納税義務の発生)**

5. 消費税制

(2) 95%ルールの見直し (平成24年4月1日以後に開始する課税期間より適用)

課税売上割合が95%以上の場合に課税仕入れ等の税額の全額を仕入税額控除できる制度の見直し

適用事業者をその課税期間の課税売上高が5億円(課税期間1年未満の場合は年換算)以下のものに限定

(3) 提出書類の義務化 (平成24年4月1日以後に提出する還付申告書について適用)

消費税の還付申告書を提出する際に添付する「仕入税額控除に関する明細書」(任意)について

記載事項を見直した上で、還付申告書への添付を義務化

仕入税額控除の控除不足額の記載のあるものに限る。

6. 税務手続

法律上

(1) 書面による税務調査事前通知の明確化(平成24年1月1日以後の税務調査より実施)

1. 調査開始日時・場所
2. 調査の目的(××年分の所得税の申告内容の確認等)
3. 調査対象税目、課税期間
4. 調査対象となる帳簿書類等

納税者・税理士等
に通知

事前通知比率 (2010年東京税理士会)
…約94% (税理士86.1%)

(参考) アメリカ…文書による事前通知の法定化 イギリス…28日以上前の文書通知 韓国…7日以上前の文書通知

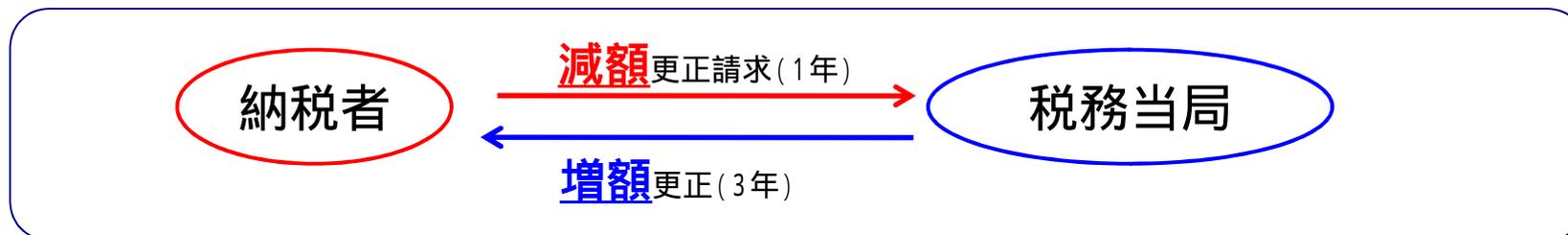
調査結果(非違の内容・金額・理由)についても書面通知

調査完了報告書(仮称)の発行

但し、(税務調査終了課税期間について)再調査を可能に!!

6. 税務手続

(2) 更正期間の統一 (平成23年4月1日以後に法定申告期限等が到来する国税について適用)



5年間に延長統一

(平成23年4月1日以後の申告期限分)

(3) 更正の請求の範囲の拡大 (平成23年4月1日以後に法定申告期限等が到来する国税について適用)

- 当初申告要件等の廃止及び緩和 -

当初申告要件の廃止(抜粋)

- ・(所得税) 給与所得者の特定支出控除
- ・(法人税) 受取配当等の益金不算入
- ・(法人税) 所得・外国税額控除
- ・(相続税) 配偶者に対する相続税額の軽減
- ・(相続税) 相続税額から控除する贈与税相当額等
- ・(贈与税) 贈与税の配偶者控除 等

控除額制限の緩和(抜粋)

- ・(所得税) 青色申告特別控除(65万円)
- ・(法人税) 受取配当等の益金不算入
- ・(法人税) 所得・外国税額控除
- ・(法人税) 試験研究費を行った場合の法人税額の特別控除
- ・(法人税) 中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却等
- ・(法人税) 法人税額から控除される特別控除額の特例 等

当資料は、平成22年12月16日民主党発令の平成23年度税制改正大綱に基づき作成しております。法案可決時点(平成23年3月予定)で変更が生じる可能性があります。

6. 税務手続

(4) その他

- ・ 税務職員の質問検査権(法人・所得・相続・消費・印紙税等)の集約
- ・ 還付加算金の計算期間の見直し(平成24年1月1日以後より実施)
 - ・・・提出期限の翌日から更正決定後1ヶ月までの期間について算入しない
(更正に基づく)法人税・消費税の中間納付額等、所得税の予定納税等、精算課税に伴う贈与税について
- ・ 支払調書等の提出媒体を「光ディスク」or「e-Tax」利用を義務化
 - ・・・但し、基準年(その年の前々年)に提出すべきであった支払調書等の枚数が1,000枚以上である場合
について 平成26年1月1日以後提出分より実施
- ・ 社会保障・税に関する番号制度の導入(検討)
 - ・・・住民基本台帳ネットワークを活用した新番号制度

ご案内

私共は、クライアント様の目指す将来構想の達成 (Achieve) の為の財務的な手段 (Means) を構築し、提供することを事業理念としております。

その夢を実現して頂く為に、

「現時点では、どのような財務状況になっているのか」(現状分析)

「どのような手段を活用することが望ましいか」(手段の検討)

「経済環境の変化などに、どのように対応していくべきか」(対策のメンテナンス)

を検討・実践し、従来型税理士業務のひとつでもある「記帳代行」「申告書作成」業務の枠を超えて、クライアント様の繁栄に寄与していきたいと考えております。

(株式会社AMTA (A Means To Achieve) 業務内容)

- ・事業承継対策策定
- ・予測損益、キャッシュフロー会計コンサルティング
- ・非上場会社株価算定コンサルティング
- ・事業計画策定コンサルティング
- ・組織再編策定コンサルティング
- ・資産承継(相続)対策策定(物納支援)
- ・各種セミナー講師

(中島税理士事務所 業務内容)

- ・法人税申告業務
- ・所得税申告業務
- ・相続税申告業務
- ・その他各税目申告業務
- ・予測損益、キャッシュフロー会計コンサルティング
- ・月次決算支援業務

・お問い合わせは、お気軽に表紙連絡先又は、HPアドレス([URL: http://www.nkj-zei.com](http://www.nkj-zei.com))からアクセスして下さい。

当資料は、平成22年12月16日民主党発令の平成23年度税制改正大綱に基づき作成しております。法案可決時点(平成23年3月予定)で変更が生じる可能性があります。